

野生鳥獣の管理と共生に向けた基本方針

令和4年6月

新潟県鳥獣被害対策支援センター

目次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

- 2 野生鳥獣を取り巻く現状と課題・・・・・・・・ P 3
 - (1) 現状
 - (2) 課題

- 3 本県が目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

- 4 鳥獣対策の基本戦略・・・・・・・・・・・・ P 7
 - (1) ゾーンの考え方
 - (2) 3つの対策の取組方向
 - (3) 関係者一体となった取組

1 はじめに

新潟県が誇る美しく豊かな自然は、私たちの生活に安らぎと潤いをもたらし、本県の様々な社会経済活動の基盤となっているほか、野生鳥獣にも良好な生息環境を提供し、恩恵をもたらしています。

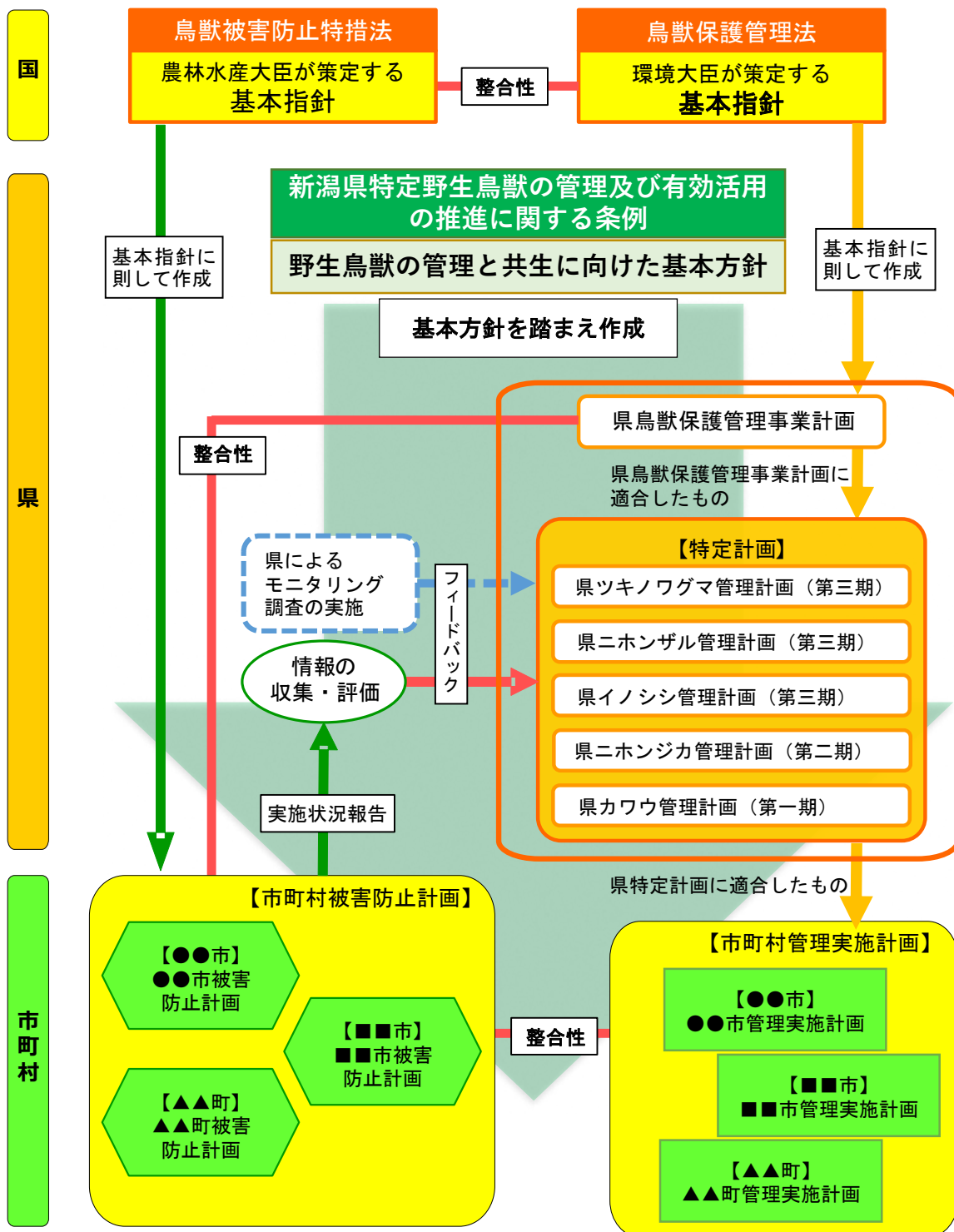
しかしながら、過疎化の進行、少子・高齢化による農業の担い手不足等を背景とする不作付地の発生や、人工林や雑木林の管理不足による自然環境の悪化などに伴い、一部の野生鳥獣が私たちの居住地域に進出して農林水産物等に被害を及ぼし、時には尊い人命を奪うなど、野生鳥獣と人との軋轢が生まれています。

このような状況を踏まえ、新潟県では、人と野生鳥獣が真に共生する地域づくりを進め、県民の良好な生活環境の確保及び活力に満ちた地域社会の実現を目指すため、平成26年に新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例を制定しました。

野生鳥獣の管理や有効活用の推進にあたっては、農林水産業・環境・防災等、関係する領域が広く、県、市町村、専門家、農林漁業団体、野生鳥獣関係団体そして県民など多くの関係者が相互に連携する必要があります。

そこで、条例が目指す人と野生鳥獣が真に共生する地域づくりに向け、多くの関係者が現状認識と取組の方向性を共有できる基本方針を策定することとしました。

野生鳥獣の管理と共生に向けた基本方針の位置づけ



2 野生鳥獣を取り巻く現状と課題

(1) 現状

◆社会環境、自然環境の変化

- ・野生鳥獣による農林水産業等に係る被害が依然として深刻な状況にあり、営農意欲の減退や不作付地の増加、過疎化の進行など、被害額として数字に表れる以上に、農山漁村に深刻な影響を及ぼしています。

また、狩猟者を始めとする野生鳥獣の捕獲等の担い手の高齢化等が進んでいます。

- ・中山間地域における集落の過疎化・高齢化や、木質燃料から化石エネルギーへの転換などにより、里山近くの人工林や雑木林は、手入れ不足や薪炭林として利用が減少していることから、近年、過密化・藪化が進んでおり、野生鳥獣が人目につかずに、住宅地等へ容易に近づくことができる状態となっています。

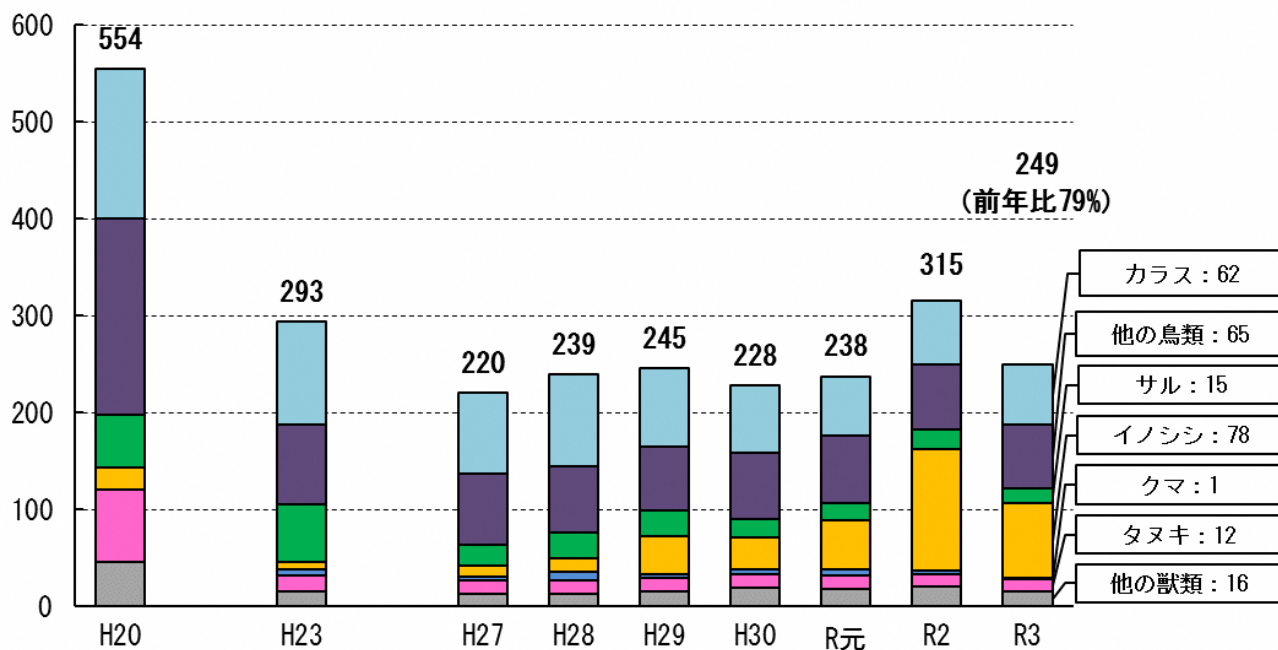
◆農林水産物被害の状況

○農作物等被害

- ・野生鳥獣による農作物被害金額は、平成20年度以降減少傾向にあったものの、令和2年度の被害金額は前年度比133%の約3.2億円に増加しました。
- ・これまでは、被害金額のうち過半を鳥類による被害が占めていましたが、令和2年度は、過半を獣類による被害が占めるようになりました。獣類の被害が増加した主な要因は、イノシシの生息域が拡大し、被害が急増（増加額：7.4千万円、前年度比2.4倍以上）したことによるものです。
- ・令和3年度は、イノシシ被害の減少により、令和2年度に比べ減少しましたが、依然としてイノシシの被害が多くなっています。
- ・農作物被害のほかにも、畦畔の掘り起こしや掘り起こしに伴う農業用水路の閉塞等、農地や農業用施設への被害も発生しています。

(百万円)

野生鳥獣による農作物被害金額の推移



○森林被害

- ・平成20年度以降、一部地域でツキノワグマによる剥皮被害が発生しているほか、ニホンジカ及びノウサギによる食害も発生しています。

○水産被害

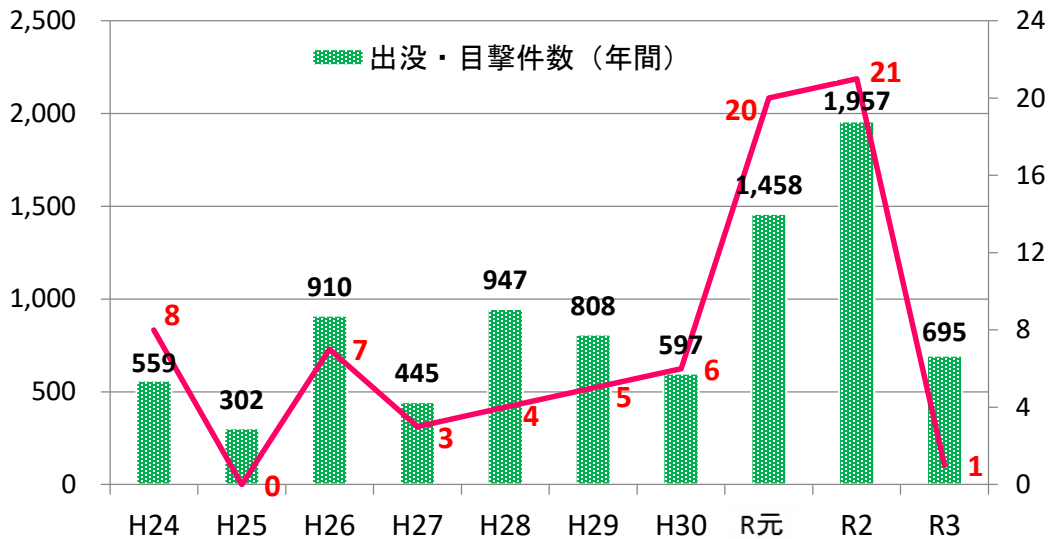
- ・平成18年度頃から、カワウによるアユ及びニジマス・イワナ・ヤマメ・ハヤ・サケ稚魚の食害等の内水面漁業への被害が発生しています。

◆人身被害の状況

- ・令和2年度は、ツキノワグマによる人身被害が17件（21名）発生し、記録のある平成6年度以降最多の発生となりました。被害を受けた21名のうち1名が死亡し、記録のある平成13年度に発生して以来の死亡事故となりました。
- ・令和3年度の人身被害は、ツキノワグマ、イノシシとも1件1名の発生となりました。

- ・また、令和3年度のツキノワグマの出没・目撃件数は695件で、令和2年度比36%となりました。

これは令和2年度と比較して、秋季の餌であるブナの実のなりが良かったため、人里への出没が少なかったことが一因と推察されます。



【ツキノワグマ人身被害者数及び出没・目撃件数の推移】

(2) 課題

- ・被害を減少させるためには、侵入防止対策、個体数・個体群管理、生息環境管理の3つの対策を総合的に組み合わせ、効率よく被害を防ぐことが重要ですが、対策に係る技術と知識が不十分であることや、高齢化、担い手不足により効果的な対策が実施できていません。
- ・近年、野生鳥獣が人の生活圏へ出没するケースが増えていますが、出没経路の藪の刈り払いや放任果樹の除去、食品残渣の処理、自身の身の安全確保ができる技術の習得などが進んでいません。また、出没時に迅速かつ的確に追い払いや捕獲等に対応できる体制が十分ではありません。
- ・緩衝帯整備や広葉樹の育成等による多様な森林整備により野生鳥獣の生息域の環境づくりに取り組んでいますが、人と野生鳥獣が真に共生できる環境づくりのレベルまで到達していない状況です。

3 本県が目指す姿

○目標とする将来像

人と野生鳥獣が真に共生する地域づくりを進め、県民の良好な生活環境の確保及び活力に満ちた地域社会を実現する。

基本理念

人と野生鳥獣の棲み分けを図り、時には野生鳥獣という自然の恵みを享受しながら、県、市町村、専門家、農林漁業団体、野生鳥獣関係団体そして県民などが一体となって、人と野生鳥獣との共生を目指す。

基本戦略

- ①野生鳥獣と人間の棲み分けを図ることを目的に、3つのゾーンの考え方を関係者で共有し、そのゾーンごとに対策に取り組む。
- ②各ゾーンにおいて、侵入防止対策、個体数・個体群管理、生息環境管理の3つの対策を組み合わせながら、効果的に推進する。
- ③県、市町村、専門家、農林漁業団体、野生鳥獣関係団体そして県民などが自らの役割を理解するとともに、連携し一体となって、野生鳥獣との共生に向けた取組を積極的に実施する。

4 鳥獣対策の基本戦略

(1) ゾーンのお考え方

◆ 区分

- ・本方針におけるゾーンとは、野生鳥獣の生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、鳥獣と人間の棲み分けを図ることを目的に設定した区分です。
- ・野生鳥獣と人間の活動レベルに応じて、「野生鳥獣の活動を優先するゾーン」、「人間活動を優先するゾーン（防除地域・排除地域）」、その間に「緩衝地帯とするゾーン」の3つのゾーンに区分します。
- ・ゾーンのお考え方を、県、市町村、県民等の関係者で共有し、各ゾーンにおいて、関係者が目的に沿った有効な対策を実施していきます。

ゾーン名	野生鳥獣の活動を優先するゾーン	緩衝地帯とするゾーン	人間活動を優先するゾーン	
			(防除地域)	(排除地域)
目的	多くの野生鳥獣の生息適地の保全 (森林・奥山)	人間活動を優先するゾーンへの出没抑制	農林水産物被害防止	人身被害防止
ゾーンの定義	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの野生鳥獣の生息に適した地域で、適正な個体数・個体群の維持のために重要な地域 ・野生鳥獣の活動を優先し、野生鳥獣との軋轢の生じない可能な範囲で自然の恵みを楽しむ地域 ・鳥獣保護区等、狩猟が行われない区域などが該当する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣の活動を優先するゾーンと人間活動を優先するゾーンの間地域であって、野生鳥獣の生息する地域 ・個体数・個体群管理を主として行う地域 ・人間活動を優先するゾーンとの境界付近では、野生鳥獣との軋轢を回避する取組を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業など人間活動が盛んな地域 ・野生鳥獣の人為的食物への依存や人慣れを回避する対策が必要 ・クマなど人身被害発生のおそれのある野生鳥獣の排除地域への侵入を防止する取組を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地、集落内の住宅密集地など人間の居住地であり、人間の安全が最優先される地域 ・野生鳥獣の人為的食物への依存や人慣れを回避する対策が必要 ・クマなど人身被害発生のおそれのある野生鳥獣の侵入があった場合には、追い払いや学習放獣等の排除を行う。

◆各ゾーンの位置付け

○野生鳥獣の活動を優先するゾーン

- ・野生鳥獣の生息地の保全を目的とします。
- ・野生鳥獣の繁殖や生息を担保するうえで重要な地域です。
- ・原則として捕獲（調査等が目的のもの及び個体数調整が必要なものは除く）は行わず、野生鳥獣にとって良好な生息環境を保全する地域です。

○緩衝地帯とするゾーン

- ・人間活動を優先するゾーンへの野生鳥獣の出没抑制を目的とします。
- ・野生鳥獣の活動を優先するゾーンと人間活動を優先するゾーンの間で、野生鳥獣と人間の活動が共存する地域です。
- ・森林環境整備や山際の藪の刈り払い、狩猟等の人間活動により、物理的又は心理的に人間と野生鳥獣の空間的・時間的棲み分けを図る地域です。

○人間活動を優先するゾーン（防除地域・排除地域）

- ・人間が安全に安心して活動できる地域の確保を目的とします。

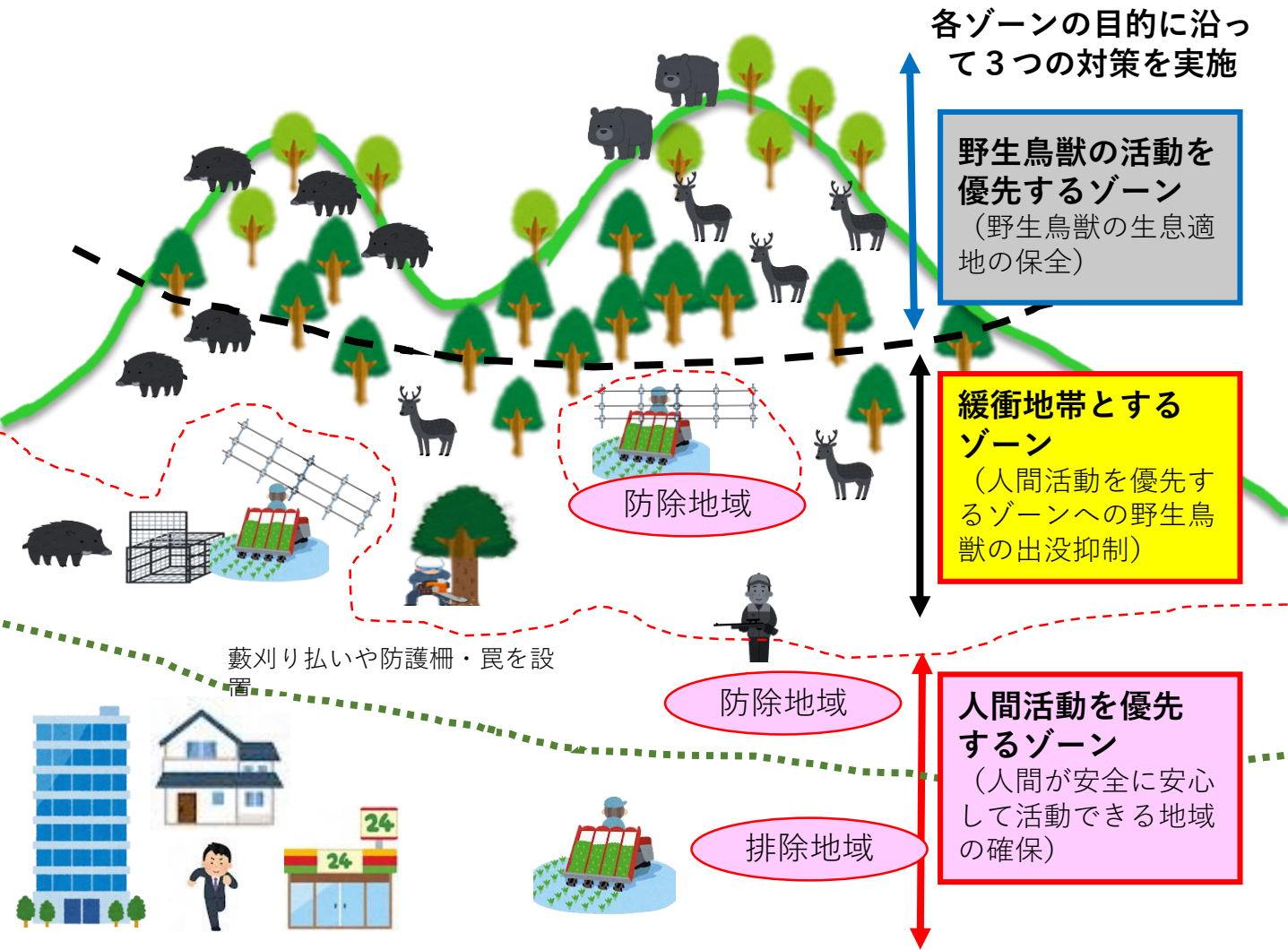
<防除地域>

- ・農業、林業、水産業など人間活動が盛んな地域では、野生鳥獣による農林水産業被害の防止に取り組む地域です。
- ・野生鳥獣の人為的食物への依存や人慣れを回避する対策、緩衝地帯から排除地域への野生鳥獣の侵入を抑制する対策を実施する地域です。

<排除地域>

- ・市街地、集落内の住宅密集地など人間の居住地であり、人間の安全が最優先される地域です。
- ・野生鳥獣の出没について十分な情報収集を行い、出没要因の解明、誘引物の除去、住民への注意喚起等を実施する地域です。
- ・クマなどの人身被害発生のおそれのある野生鳥獣が侵入してきた場合には、追い払いや学習放獣等によりゾーンからの排除を行う地域です。

◆各ゾーンのイメージ図



(2) 3つの対策の取組方向

○侵入防止対策

- ・侵入防止対策は、野生鳥獣を農地や市街地等に侵入させない対策です。
- ・侵入防止柵・網の設置や追い払い等により農地などへの野生鳥獣の侵入を防止し、農作物等を守る取組を実施します。
- ・専門家からの指導・助言により、侵入防止柵等の適切な設置方法や維持管理に取り組みます。
- ・電気柵では、ICTを活用し、見回り作業や電圧を確認する作業の省力化を図ります。
- ・侵入防止対策について、集落環境診断等により地域への的確な指導助言ができる指導者や集落リーダーの育成を図ります。
- ・設置した侵入防止柵等を地域や集落ぐるみで適切に維持管理するための体制をつくります。
- ・集落・地域の発展に向けて、地域に根ざした鳥獣対策の多様な担い手の育成を進めます。

○個体数・個体群管理

- ・個体数・個体群管理は、野生鳥獣の個体数、生息密度、分布域又は群れの構造などを把握して、適切に管理していく対策です。
- ・野生鳥獣の実態を的確に把握するため、関係者が活用・共有できる生息環境、生息密度、捕獲数、繁殖率等のデータを種別、地域別、ゾーン別の区分に合わせて収集・分析をします。
- ・農作物被害を軽減するため、農地周辺における農作物を加害する個体や群れの捕獲に加え、ICT等を活用した罠の利用や大量捕獲技術の導入を行うなど、捕獲技術の高度化を図ります。
- ・研修等による捕獲技術の向上や、捕獲の担い手の確保・育成に取り組むとともに、各地域の担い手等が連携した捕獲を実施できる体制づくりを行います。
- ・捕獲した鳥獣は地域資源として捉え、関係者が相互に連携しながら有効活用を図ります。

○生息環境管理

- ・生息環境管理とは、野生鳥獣の生息地を適切に管理することによって、野生鳥獣と人の生活圏の棲み分けを図る対策です。
- ・野生鳥獣の本来の生息地である奥山の森林を保全します。
- ・市街地への出没抑制のため、ICTを活用して生息分布等を把握し、それらを踏まえて河川敷や山際の藪の刈り払い等を行うことで、効果的に進入経路を遮断し、野生鳥獣の隠れ場所となる環境の除去を行います。
- ・緩衝地帯においては、人間活動を優先するゾーンの近くでは、藪の刈り払いや雑木の伐採などを行います。
また、野生鳥獣の活動を優先するゾーンの近くでは、スギ人工林の間伐等により広葉樹が混交した針広混交林への誘導など多様な森林整備を進めます。
- ・集落や住宅地では、食品残渣の適切な処理の徹底、放任果樹の除去、野生鳥獣のえさ場や隠れ場所となる不作付地の解消等、人間の生活圏で野生鳥獣が自由にえさを食べられない環境づくりを進めます。
- ・これらの取組により、人間と野生鳥獣が棲み分けられる社会を目指します。

(3) 関係者一体となった取組

◆関係機関・団体等の役割

○県

- ・野生鳥獣被害対策のための基礎調査を行い、各種計画を策定、方針の提示を行うとともに、対策の実施状況や効果検証を通して、計画の見直しや実施体制の改善を図りながら、効果的な被害防止の対策に取り組めます。
- ・国や市町村、研究・教育機関、各関係団体と必要な情報を共有し、協力・連携のもと必要な支援や調整を行い、野生鳥獣の管理と共生に向けた対策を進めていきます。
- ・関係者から集めた目撃や出沒の情報を県民に提供し、良好な生活環境の確保を進めていきます。

○市町村

- ・住民等の相談の窓口となり、地域の被害状況や住民意識等を把握するとともに、関係者から集めた目撃や出沒の情報を住民に提供し、集落や地域住民が主体となった被害防止対策への支援を行います。
- ・国や県、研究・教育機関、各関係団体と必要な情報を共有し、協力・連携のもと野生鳥獣の管理と共生に向けた対策を進めていきます。

○研究・教育機関

- ・鳥獣被害対策の実効性を上げるため、野生鳥獣の生態や行動特性に基づく被害防止技術を、各地域の被害の実情に合わせて構築するため、効果的な捕獲技術や防除技術、生息数推計手法等の研究・開発を進めていきます。
- ・中山間地域等の維持・発展に向けて、住民全体が主体的に被害防止対策を継続して実施するための手法や仕組みについて、研究を進めていきます。

- ・野生鳥獣に対する正しい知識・理解及び自身の身を守るための技術の普及に努めます。
- ・関係機関・団体等から提供された情報・データを分析・評価し、研究・教育に活用するとともに、研究の結果を広く社会にフィードバックします。

○農林漁業団体

- ・自主的に被害防止対策の実施や普及啓発に取り組むとともに、被害情報の収集・提供に努め、国や県、市町村が講じる被害防止対策に協力・連携して進めていきます。

○警察・消防

- ・関係機関等と連携・協力し、地域住民の安全確保に取り組んでいきます。

○野生鳥獣関係団体

- ・野生鳥獣の捕獲技能者、有識者として、捕獲対策、基礎調査の実施、捕獲地点などの情報提供等について、県、市町村と連携・協力して進めていきます。

○農林漁業者、集落住民等

- ・県や市町村、各関係団体、集落等と協力・連携して、地域ぐるみの防除対策や生息環境対策の実施と普及啓発、及び市町村等への目撃や出没の情報提供に努めます。

○県民

- ・野生鳥獣に関する理解を深め、人との棲み分けと農林水産業や人身被害の軽減を図ることが、野生鳥獣との共存につながることを踏まえ、それぞれの立場で鳥獣被害対策や市町村等への目撃・出没情報の提供などに協力するよう努めます。

◆ 3つの対策別の役割分担

関係機関	侵入防止対策		個体数・個体群管理	生息環境管理
	農林水産物	人身		
県	<ul style="list-style-type: none"> ・特定計画の策定 ・被害防止計画の実践支援 ・人材育成 ・普及啓発 ・目撃・出没情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定計画の策定 ・人身被害防止の実践支援 ・人材育成 ・普及啓発 ・目撃・出没情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定計画の策定 ・基礎調査の実施 ・個体数調整の実践支援 ・人材の確保、育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定計画の策定 ・生息環境管理の実践支援 ・人材育成
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止計画の策定・実践 ・普及啓発 ・目撃・出没情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地出没への対応 ・普及啓発 ・目撃・出没情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止計画の策定・実践 ・捕獲状況等のデータ収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止計画の策定・実践 ・人材育成
研究・教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・技術の研究・開発 ・普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術の研究・開発 ・普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術の研究・開発 ・データ分析・評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術の研究・開発 ・データ分析・評価
農林漁業団体	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集・提供 ・普及啓発 		<ul style="list-style-type: none"> ・個体数調整の実践支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・生息環境管理の実践支援 ・人材育成
警察・消防		<ul style="list-style-type: none"> ・市街地・住宅地周辺の出没への対応 ・普及啓発 		
野生鳥獣関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・加害個体の捕獲協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地・住宅地周辺の出没への対応協力 ・捕獲地点などの情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲個体に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・生息環境管理の実践支援 ・人材育成
農林漁業者、集落住民等	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の設置・管理 ・加害個体の捕獲 ・目撃・出没情報の提供 ・普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 電気柵の設置・管理 ・目撃・出没情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみの捕獲 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境の整備
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・目撃・出没情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・目撃・出没情報の提供 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境の整備

◆推進体制

鳥獣被害対策は、侵入防止対策、個体数・個体群管理、生息環境整備など、多岐にわたっていることから、関係部局が一体となり、総合的かつ効果的な被害防止対策を推進するため、平成25年6月に「新潟県鳥獣被害対策本部」を設置しました。また、地域振興局毎に鳥獣被害対策チームを設置し、現地の取組を推進しています。

○新潟県鳥獣被害対策本部会議

- ・被害対策に係る取組方針の決定及び進行管理を行います。

○新潟県鳥獣被害対策支援センター

- ・これまでの対策別の組織体制を一元化し、野生鳥獣対策の専任部署として設置しました。
- ・庁内関係課や県内各地域の被害対策チームとともに被害防止対策に取り組めます。

○鳥獣被害対策チーム

- ・県地域振興局毎に設置する、関係機関で構成される組織。
- ・地域における野生鳥獣対策について、関係機関の情報共有や支援・調整により、連携した農林水産物被害防止及び人身被害防止の取組を推進します。

○鳥獣被害対策連絡会議

- ・新潟県鳥獣被害対策本部で決定した新潟県鳥獣被害対策取組方針を踏まえ、各地域における効果的な鳥獣被害対策の推進に向け、協議
- ・調整を行います。

○新潟県野生鳥獣保護管理対策検討会

- ・動物生態学の専門家、関係団体、関係行政機関等が連携し、本県の特定鳥獣保護管理計画の実施状況等について検討・評価を行うとともに、見直し等について検討・協議します。

<県の体制図>

